

米国特許訴訟が 2015 年 11 月に激増した理由と 訴訟件数の際立った推移を示す統計データ

2016年02月29日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2013 年までの過去約 20 年間は、米国の連邦地方裁判所における特許訴訟は、ほぼ増加の一途をたどってきました。特に、2011 年～2013 年における特許訴訟件数の増加は顕著です。なかでも、2012 年度の特許訴訟の件数の増加は特筆すべきものです。これは、下記の理由(a)～(c)によるものと考えられます。

- (a) 1 件の訴訟において多数の被告を相手に訴訟を提起することができた。
- (b) 特許発行の件数が増加している。
- (c) USPTO による審査の品質に問題がある。

米国における特許訴訟の件数は、2014 年度以降も、基本的には増加し続けるであろうと言われていました。ところが、2014 年度においては特許訴訟の件数が、2013 年度と比較して劇的に減少しています（6,082 件→5,012 件）。2014 年度は、前述の 1991 年度～2013 年度における特許訴訟件数の傾向とは明らかに異なる傾向を示しています。

このように、2014 年度の特許訴訟の件数が劇的に減少した背景としては、下記の①～③を挙げることができると考えられます。

すなわち、① AIA の発効（2011 年 9 月 16 日）に伴い、特許付与後の手続が利用できるようになったこと、② AIA の発効に伴い、“joinder provisions” が新設されたこと、及び、③ *Octane Fitness, LLC v. Icon Health & Fitness, INC.* 事件により、敗訴当事者は、裁判所が例外的事件であると決定した場合（裁量による決定した場合も含む。）、勝訴当事者に対して合理的な弁護士費用を支払うことになったこと*1が挙げられます。

このような状況下で、2015 年 4 月、連邦最高裁判所は、下院議会による **FRCP (Federal Rules of Civil Procedure)** に対する改正事項と、訴状のテンプレート (Form 18) に関するルール改

*1 米国特許法第 285 条 1 項には「裁判所は、例外的事件においては、勝訴当事者に合理的な弁護士費用を支払うことができる」旨が規定されています。

正事項を導入しました。今回のルール改正と、米国特許訴訟が2015年11月に激増したこととの関連について以下に説明します。

【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.